

名護市育英会育英資金（入学準備金制度）のしおり  
令和8年度

募集期間 令和8年6月1日（月）～6月30日（火）

名護市育英会に関する問い合わせ

〒905-8540 名護市港一丁目1番1号  
名護市育英会事務局（名護市教育委員会総務課内）  
電話 0980-53-1212 内線132

## 目 次

1	目的	P.1
2	申請から返還までの流れ	P.1
3	応募資格	P.1
4	申請時必要書類	P.1
5	決定通知	P.2
6	決定後の手続	P.2
7	必要書類	P.2
8	貸与金額について	P.2
9	貸与日について	P.2
10	貸与期間	P.2
11	卒業時の手続	P.2
12	育英資金返還猶予制度	P.3
13	返還時必要書類	P.3
14	返還について	P.3
15	育英資金返還方法	P.3
16	提出書類一覧	P.4
17	申請から返還までの流れ（フローチャート）	P.5

# 名護市育英会育英資金（入学準備金制度）を利用するにあたって

## 1 目的

名護市育英会は、教育の機会を均等に得させるため、大学等へ入学予定の者に対して、修学上必要な育英資金を貸与することで経済的負担を軽減し、有用な人材を育成することを目的としています。

## 2 申請から返還までの流れ

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 募集期間   | <u>令和8年6月1日（月）～6月30日（火）</u>             |
| (2) 審査・決定  | 審査後、育英資金貸与（非貸与）決定通知書を7月末までに郵送           |
| (3) 貸与可能期間 | 8月から翌年3月末日までの期間で1回に限る                   |
| (4) 返還     | 卒業の翌月から、半年間据え置き返還開始（卒業が3月の方は、10月から返還開始） |
| (5) 完納     | 完納後、名護市育英会から完納通知を郵送                     |

## 3 応募資格

- (1) 日本国籍を有し、申請時において名護市内に1年以上住所を有する者の子弟であること。
- (2) 高等専門学校（4年次および専攻科）・専修学校（専門課程）・短期大学・大学・大学院に入学予定であること。
- (3) 操行がよく、成績評定が前年度及び前々年度の平均が3.0以上あること。
- (4) 所得基準額が日本学生支援機構の第一奨学金家計基準額以下の世帯の子ども。（別紙 参照）

## 4 申請時必要書類

- (1) 育英資金貸付願書（様式第1号）※1、※2
- (2) 住民票謄本（本籍・世帯主記載）※3
- (3) 保護者（両親）の「令和8年度所得・課税証明書（調整控除有り）」※3
- (4) 保護者（両親）の「令和8年度納税証明書（市県民税・固定資産税）」※3
- (5) 完納証明書（国保加入者のみ）※3
- (6) 成績証明書（在学高等学校等又は卒業した高等学校等発行のもの）※3
- (7) その他会長が必要とする書類

※1 教育委員会総務課窓口又は育英会ホームページから入手してください。

※2 育英資金貸付願書の保証人については、貸与決定時における借用証書の保証人と同一人物でなければならぬため、保証人と内容等について十分に話し合ってください。

「連帯保証人（保護者）」は主たる債務者（奨学生）と同等の立場に置かれ

ます。主たる債務者と連帯して、返還の責任を負います。

「保証人」は債務者（奨学生）や連帯保証人が返還できなくなった場合、代わって返還していただきます。

「保証人」は「連帯保証人」と世帯・住所の異なる方を立ててください。

### ※3 発行日から3ヶ月以内のもの

## 5 決定通知

名護市育英会審査会にて審議を行い、若干名の採用を決定し、育英資金貸与（非貸与）決定通知書を7月末までに自宅へ郵送します。

## 6 決定後の手続

8月から翌年3月末日までの期間において、希望する学校に合格した時点で、必要書類（7 必要書類 参照）を提出してください。

## 7 必要書類

以下の書類がすべて揃っていない場合は貸与できません。

- (1) 育英資金借用証書（様式第5号）  
（育英資金貸与決定通知書と一緒に郵送します。）  
※ 印鑑は保護者・保証人とも実印を使用してください。
- (2) 印鑑登録証明書  
※ 保護者・保証人とも各1通ずつ。
- (3) 合格を証明する書類の写し（進学する学校発行の合格通知等）
- (4) 入学準備金振込先口座届出書
- (5) 育英資金貸与決定通知書

## 8 貸与金額について

30万円、40万円及び50万円から選択

## 9 貸与日について

必要書類提出後、おおむね2週間以内に貸与します。

## 10 貸与期間

貸与開始から正規の修学期間

- ※ 世帯の収入状況が改善し、修学期間中に返還を開始する場合は事務局へご連絡ください。
- ※ 休学・退学・復学した場合は、必ず事務局へ連絡をしてください。

## 11 卒業時の手続

卒業届（様式第12号）の提出（卒業証書の写し又は学校長の証明を添付）

- ※ 返還が始まる2ヵ月程前に、返還にかかる手続等のお知らせを送付します。

## 12 育英資金返還猶予制度

奨学生又は奨学生であった者が上級学校へ進学、あるいは疾病等やむを得ない事情により育英資金の返還が困難となったときは、願出により、相当期間その返還を猶予することができます。事務局へ連絡をしてください。

## 13 返還時必要書類

- (1) 育英資金返還計画書（様式第6号）
- (2) 自動払込利用申込書（ゆうちょ銀行での口座振替用）  
※ 通帳印を使用すること

## 14 返還について

卒業後、半年間据え置きで、毎月1万円（返還期間50月）を返還してください。ただし、名護市育英会の奨学金制度を併用した場合は、期間内（貸与月数に72月を加えた期間内）に奨学金返還分を合わせて、毎月払いで返還を行ってください。

(例)

貸与期間	返還期間
1年	7年
2年	8年
3年	9年
4年	10年

※ 名護市育英会奨学金制度は、県内最高：月45,000円、県外最高：月50,000円を無利子で貸し付ける制度です。募集期間は、2月中となっております。

※ 申出により繰上返還・一括返還が可能です。期間内に返還が終わらない方や振替不能が長期になった場合は法的措置で貸与金の回収を行う場合もあります。

また、本人、連帯保証人（保護者）又は保証人の氏名・住所・その他の事項に変更があった場合は、必ず事務局へ連絡をしてください。

返還を滞ると、貸与できる資金が減り、新たに育英資金を必要としている多くの方々への貸与に、重大な支障を来すこととなりますので、育英資金を利用していることをしっかり認識し、期間内に返還するよう心がけてください。

## 15 育英資金返還方法

名護市育英会の育英資金返還は、口座振替（ゆうちょ銀行口座のみ）で返還してください。振替日は毎月25日です。前日までにご入金ください。なお、振替手数料は育英会負担です。

入金が遅れ、残高不足のために振替できない場合は、口座振込で速やかに返還してください。

## □座振込

末日までに振込をしてください。なお、振込手数料は自己負担です。

金融機関	ゆうちょ銀行
口座番号	17070-5595441
口座名	名護市育英会

※ □座振込については、領収書は発行しません。

※ 振込人名はご自身の名前の前に貸与番号を必ず入力してください。

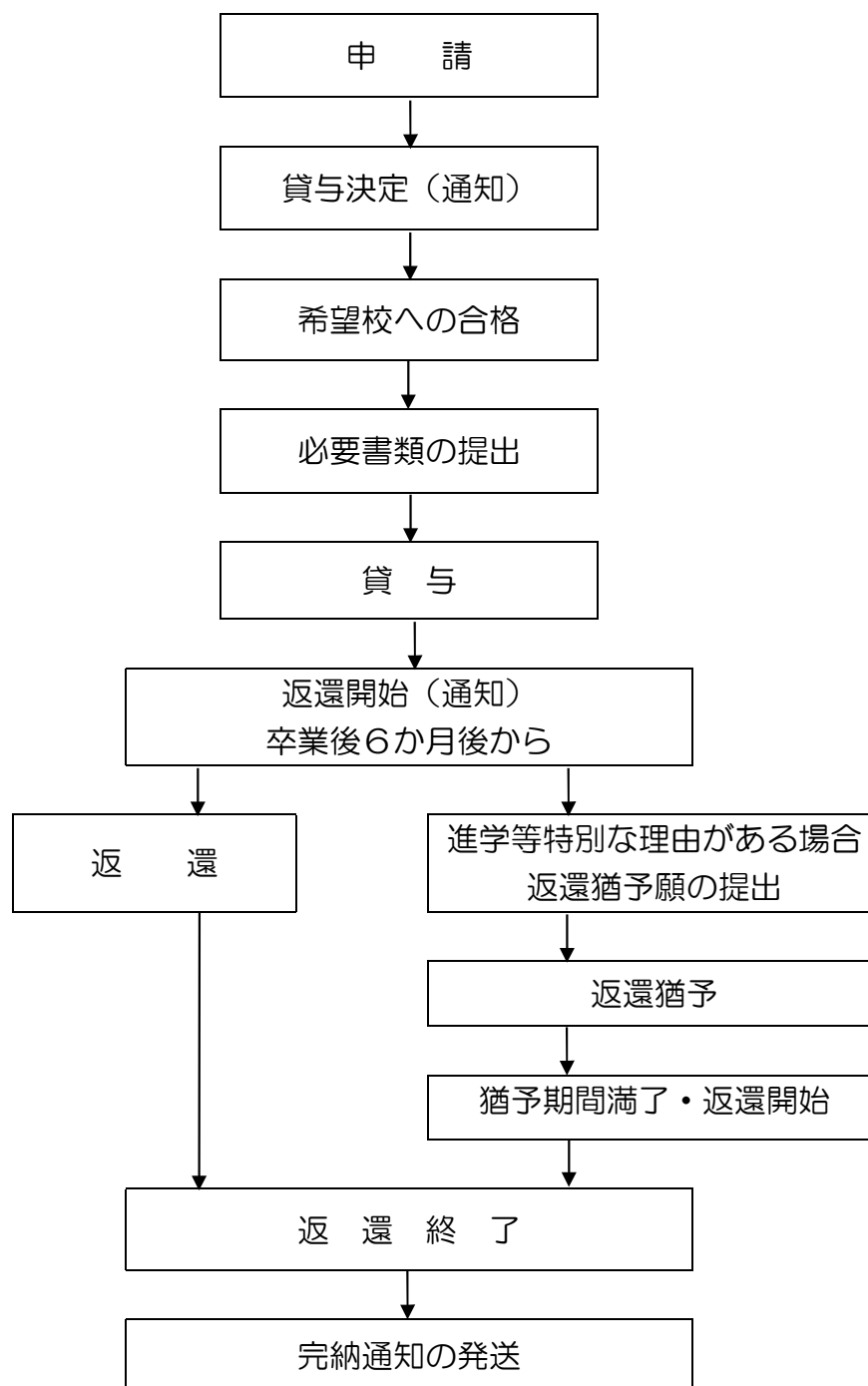
(例 7777 打 け)

## 16 提出書類一覧

育英資金の申請から返還完了までの間に、次に掲げる事由が生じたときは、それぞれ該当する書類を速やかに提出してください。様式については、事務局までお問い合わせください。

事由	提出書類	添付書類	備考	参照
申請	育英資金貸付願書 (様式第1号)	住民票謄本 他 (P.1 参照)		P.1
決定・貸与	育英資金借用証書 (様式第5号)	合格を証する書類 他 (P.2 参照)		P.2
辞退	育英資金辞退届 (様式第4号)	—	貸与停止	—
返還	育英資金返還計画書 (様式第6号)	ゆうちょ銀行自動払込利用申込書		P.3
卒業	卒業届 (様式第12号)	卒業証書の写し又は学校長の証明		P.2
猶予	育英資金返還猶予願 (様式第7号)	進学の場合は在学証明書 病気等の場合は医師の診断書	返還猶予	P.3
免除	育英資金返還免除願 (様式第8号)	免除理由を証明する書類	返還免除	—
保証人変更	保証人変更届	新保証人の印鑑登録証明書1通		—

## 17 申請から返還までの流れ（フローチャート）



(別紙)  
所得基準額について

家計支持者の所得基準額(※1)が日本学生支援機構の第一種奨学金家計基準額(189,400円)以下であること

※1 所得基準額(a) = (課税標準額) × 6% - (市町村民税調整控除額) - (多子控除) (b) - (ひとり親控除) (c) (100円未満は切り捨て)

(a)市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、所得基準額が0円となります。

(b)家計支持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報を適用します。

(例)家計支持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、(3-2)人 × 40,000円 = 40,000円となります。

(c)ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。